

令和5年度第2回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨	
日 時	令和5年7月11日(火) 13:30~15:00
場 所	本庁舎2階 201会議室
出席者	委員 : 5名 事務局 : 3名(まちづくり防災課) 出席人数 : 8名
次 第	1 開 会 2 案 件 (1) 条例見直し作業について (2) 今後の活動予定について 3 その他 4 閉 会
資 料	(1) 次第、本資料 (2) 資料1 自治基本条例の各条文及びこれまでの検証結果 (3) 資料2 『おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領』の改正案

次第	発言者	内容(要約)
1 開会		
開会	事務局	事務局進行により開会(13:30)
2 案 件		
	委員長	(委員長あいさつ) 前回の開催から2ヵ月が経った。今年度は5年に1回の提言書を出す年度ということもあり、しっかりと検証をやっていく。
(1) 条例見直し作業について		
1 自治基本条例の見直し作業		
第4条 生活に関する権利		
案件	委員長	生活に関する権利について、意見を求める。
	委員	おいらバスの導入により、向山地区で一般バスの運行がなくなったと聞く。
	事務局	おいらバス導入のメリットとして、これまでのようなバス停留所からの発着ではなく、直接利用者の自宅から乗り降りできるようになっております。また、運行予定が空いていれば当日予約も可能です。
	委員	おいらバスは町内限定のため、隣接した他市の病院へ行きたい場合、結局途中でタクシーに乗り換えることになる。もう少し改善できないだろうかという苦情があった。タクシーも使うとなると、おいらバスの料金が往復千円かかるという点も気になる。
	委員長	緑ヶ丘付近は生活圏が三沢市という方も多し。以前、町へおいらせバスの活

		動範囲を近隣市町村まで拡大するよう要望したが、(関係団体との兼ね合い等あり) 難しいようで、現在はあくまで町内のみの利用となっている。
	委員	豊かな自然環境という点では、下田公園の管理担当課が、施設用途などで複数に分かれており複雑で、問い合わせ先が分かりにくい。利用者の目線でも一体的な整備をすすめるうえでも、担当課を一本化できないものか。
	事務局	たしかに下田公園では小さいエリアごとに担当課が異なる施設があり、利用する側にとってみれば、おっしゃる通りであると思います。一時期はまとめた時期もありましたが、今は各施設を整備した課がそのまま管理課となっています。
	委員長	窓口の一本化をしてほしい例だが、敬老会の開催に必要な物品を借りる際は役場の複数の部署に借用願を出す必要がある。町は敬老会を(町行事として)やらずに町内会に敬老会の開催をまかせているのに、必要な物品を揃えるだけでもあちこち窓口をまわり苦労している。 また、マイナンバーカードについても、活用がすすんでおらず手続きの簡略化につながっていない。
	事務局	窓口のワンストップ化の取組みについては、本庁舎の1階に民生関係課を集約し、これまでバラバラだった子育てや福祉関係の手続きが1つの階で完結するように改善しています。
	委員	できることなら手続きの窓口そのものも一つにしてほしい。親族が亡くなった時の手続きに来た時、他の課にまたがると同じ説明を何回もして、同じような説明を何回も黙って聞かないといけなかった。マイナンバーカードで情報が共有できるようになっているのだから、一本化してほしい。
	委員長	窓口の手続きを簡潔にするため、本籍を移したことがある。 窓口のワンストップ化にもっと取り組んでほしい。
第5条 子どもの権利		
	委員長	子ども達を見ていて思うのが、しつけがなっていない。身(からだ)が美しいと書いて躰。立ち振る舞いや言葉遣いなどが子どもらしさに欠ける。
	委員	しつけのために先生が手をあげるといことができなくなり、親の厳しいしつけも虐待と呼ばれるようになった。以前あったような古いモラルがなくなり、悪いことは悪いと教える人が少なくなった。
	委員長	実際に母親が子どもを虐待するといったケースも聞くようになり、親としての基本が変わってしまったのかもしれない。 東京の駅内エレベーターで、インドネシアの家族が車椅子の方にエレベーターの利用をゆずった。近頃の日本で譲りあいを見たことが無く、かつての日本の美徳はインドネシアに残っているのだなと感じた。 また先日の新聞で、不登校生徒に図書館を活用して勉強させる学校に苦言を呈する内容の投書が掲載され、それに対して反論の投書が複数出た。考え方が自分本位の親が増えたのではないか。

第6条 個人情報		
	委員長	個人情報保護法はまちづくりを邪魔している面があると感じる。
	委員	個人情報で（地域の活動が）やりづらくなっている。
第7条 参加に関する権利		
	委員長	町民自ら行うまちづくりの例として、今年度の下田公園で、2回のまちづくりイベントがあった。一つは行政主導だったが、もう一つは完全に新規の若いまちづくり団体が主催であった。
	委員	町内会での夏祭りは縮小傾向にある。
	委員	子供が少なくなったというよりは、待ち時間が長いなどで、親が祭りに協力することに消極的になった。地域から離れている人が増えた。
第15条 町民との関係		
	委員	町民目線で考えると庁舎統一が望ましいが、以前より少し展開がすすんだのではないか。
第16条 苦情・相談への対応		
	委員	所有者が管理をしていないため敷地内の枝木が成長し、アーチ状になって隣接道路にはみ出している場所がある。その道路を車で通ると車体に傷がつく。役場へ相談に行ったが、現地を見てみる、場合によっては文書を出すとのことだったが、それ以降の現場は何も変わっていない。
	委員長	法律としては、所有者が何とかするという事になっている。
	事務局	町道の通行に支障があるとすれば、道路にはみだした部分については町が所有者と交渉するなどの対応があるはずです。
第17条 情報公開と説明責任		
	委員長	情報公開が丁寧すぎて、職員の仕事が増えている。
第18条 危機管理		
	委員	地域で行ったマップ説明会の参加者が少なかった。災害が少ない地区ではあるが、自分だけ助かれば良いとでもいうのか、疑問に感じた。
	委員	3.11の時、被災地域を見なかった人は、津波があったことすら知らない、ということもあった。豚舎が流れたことも知らないという。
	委員	防災意識向上のため、明神山防災タワーと町内在住の防災士を活用した、防災訓練を企画してはどうか。
	事務局	防災士については、自主的に取得した人とそうでない人で意識の差があり、防災士を主体とした活用が難しいところでは。
	委員	大津波があった時は35分で大津波避難場所に避難するよう言われているが、その後送迎車が来るのか。逃げない人もいるのでは。
	事務局	避難場所からの移動は状況により車両を手配する予定となっています。今年度の町の防災訓練でなるべく多くの人に参加していただき、実際に避難してもらうことで、どの程度の人が逃げられるのか、どのような課題がある

		<p>のかなど把握し、今後の参考とするものです。</p> <p>補足として、緊急避難場所は、自分の命を助けるために一時的に身を寄せる場所です。余裕がある人は緊急避難場所にとどまらず、近くの避難所に逃げてください。</p>
	委員	<p>訓練では、歩くことが大変なので家から逃げないという人や、避難途中で帰るとい人もいると思われる。</p>
2 『自治基本条例取扱要領』の見直し作業		
	委員長	<p>取扱要領は前回の案件で話したとおり、職員の負担が多すぎるように見受けられた。町民が欲していない情報は不要ということで整理している。意見がなければ、実際の改正については担当課にまかせようと考えている。</p>
	委員	<p>(異議なし)</p>
(2) 今後の活動予定について		
	事務局	<p>次回の日程について確認</p>
3 その他		
(意見なし)		
4 閉会(修礼、散会)		